

年度計画および第2次年度計画による研修委託契約を結び、各次年度それぞれ漁業研修員30名、計60名の研修員受入を実施した。

昭和44年度以降は、韓国側の内部諸事情により研修計画の提示がなく、研修の中止状態が続いている。

4. 研修員受入関連業務

(1) オリエンテーション

来日した研修員はそのほとんどのものが初めての来日であり、日本における生活のための一般的知識を得ておく必要があり、また研修についても日本社会の歴史、文化、経済状況についての知識を得ておくことにより、より研修内容についても理解を深めることができるものである。したがって事業団においては研修員が来日した当初、約一週間をオリエンテーションの時間にあてている。

本年度は、東京および各地方研修センターにおいて、約1,136名の研修員を対象として、総計60回のオリエンテーションを実施した。その主な講義は、東京においては、東京水産大学教授・市川健二郎氏の「日本の歴史」、成蹊大学教授・鈴木富士郎氏の「日本の地理」、経団連国際部次長・三好正也氏の「日本の経済」、明治学院大学教授・福田垂穂氏の「日本の社会」、早稲田大学講師・池田百合子女史の「日本文化史」、国際交流サービス協会専務理事・横山総三氏の「滞日生活心得」等により生活知識および研修科目の背景を中心としたものであった。

各センターにおいても、およそ東京に準じ実施した。なお東京においては本年度から、日墨交流研修計画に基づき、メキシコ研修員を受入れることになった。本年度は同上計画として受入れたうち、5名(港湾工学)に対し5週間の特別オリエンテーション(日本語・日本情勢)を行なった。

一般的オリエンテーションのプログラムは次のように行なった。メキシコに対する特別オリエンテーションはこのほかに、日本語講習16時間と工場見学を6回加味した。

一般オリエンテーションプログラム

		科 目	担 当 お よ び 講 師	内 容
第 1 日	午前	ブリーフィング	研 修 一 課	レジスターカード記入の指導。およびその他のア ローワンス。
	午後	ブリーフィング	研 修 一 課	滞在費、諸規則(宿泊、医療等)、研修のアウト ライン等の説明。
第 2 日	午前	一 般 説 明	研 修 二 課	わが国の技術協力。事業団の概要、事業団の業務 ・機構概要等の説明。
	午後	映 画	研 修 二 課	「日本の四季」「日本の技術協力」「在日海外研修 員」等、一般的日本紹介。

第 3 日	午前	滞日生活心得	国際交流サービス協力 専務理事 横山 総三	日本での生活知識等をスライドを使用し説明。
	午後	日本の経済	経団連国際部次長 三好正也	日本の経済の現状、日本近代化にともなう経済発展・貿易と経済協力、ほか日本の経済の諸問題等の講義。
第 4 日	午前	日本語	東京インターナショナル センター業務室	日本語各クラス（一般クラス、インテンシブクラス）について。 日本語の学習内容とクラス参加の説明。
	午後	映画	研修二課	「日本の産業」「日本の国土と伝統的技術」等、 第2日の映画に引続き、日本の産業を紹介。
第 5 日	午前	日本の歴史	東京水産大学教授 市川健二郎	日本民族の発祥から日本の近代化（明治以降）等 歴史過程に関する講義。あわせて、東南アジア諸 国との交流の歴史について説明。
	午後	日本の文化	草月会理事 前田田鶴子	日本文化概論。日本人の風俗習慣、物の考え方、 茶の湯、生花、日本の庭園等についてスライドを 使用しての講義。
第 6 日		大使館訪問	研修員による自国の在京大使館を訪問。	

(2) 日本語講習

(i) 一般講習

「来日研修員の日常生活の便を計るとともに、日本理解の一助とする。」……を基本方針とする一般講習は、通常2カ月間・週4回程度・2時間を1単位として、一般的日常会話を中心とした初級・中級・上級の3コースを開設し、東京の30コース(236名)をはじめとして、各センターを含めて52コースに合計313名の研修員が受講した(別表参照)。

(ii) 特別講習

特別講習は各研修コースの中から、その研修に際し、日本語の必要度の高いコースを選択し、研修の一環として、通常1カ月～2カ月半の集中講座を実施するものであり、一般講習の内容に加えて、若干の専門用語・表記(ひらがな・かたかな)を含めた。46年度は東京11コース(集団6・個別5)をはじめとして、名古屋、大阪を含めて19コース・152名が受講した。

(3) 医療および福利厚生

来日研修員を疾病から護り、また研修生活を一段と充実させることを目的として、予防注射、

昭和46年度日本語教育実績一覧表、コース数および受講者数（かっこ内が受講者数）

	一般講習				特別講習			特別講習〔集団〕	特別講習〔個別〕
	初級	中級	上級	計	集団	個別	計		
東京 41〔324〕	23 〔188〕	5 〔36〕	2 〔12〕	30 〔236〕	6 〔73〕	5 〔15〕	11 〔88〕	(1)職訓〔木工・機械〕 (2)同〔電気・電子〕 (3)TV技術 (4)教育TV (5)竹材加工 (6)鉱山	(1)柔道(2)タイ電通 (3)タイ電通 (4)モルディブ (5)メキシコ
大阪	7 〔76〕	4 〔53〕	3 〔28〕	14 〔157〕	1 〔10〕		1 〔10〕	(1)歯科	
名古屋 11〔85〕	4 〔31〕			4 〔31〕	6 〔50〕	1 〔4〕	7 〔54〕	(1)織布 (2)養鶏 (3)金属表面処理 (4)窯業 (5)織布 (6)鑄造	(1)船舶
三崎	1 〔25〕	1 〔6〕		2 〔31〕					
内原	1 〔43〕	1 〔15〕		2 〔58〕					
(合計)	36	11	5	52	13	6	19		
	〔363〕	〔110〕	〔40〕	〔513〕	〔133〕	〔19〕	〔152〕		

71〔665〕

常備医薬品の設置、嘱託医委嘱、健康診断等の医療活動およびバス旅行、パーティー、ホームビジット、映画会、スポーツ大会、生花講習会、観劇、レコード、スポーツ用具の設置等レクリエーション活動を各センターを中心に実施し、とくにホームビジット、スポーツ対外試合あるいは地域団体が主催する祭、パーティー、音楽会等に参加することにより地域のびととの交流、親睦をはかった。また、研修員が滞日中に蒙った事故に対する補償問題に対処するため、昨年度に引続き、危険度の高い実習を行なう研修員に対し保険金額500万円の傷害保険を、またバス旅行参加研修員に対し200万円の交通傷害保険を掛けたが、今年度より受入が開始された日墨交流計画によるメキシコ研修員については日墨政府の意向により研修員全員に対し研修全期間、100万円の海外旅行傷害保険を付保した。

(4) 帰国研修員同窓会

46年度は帰国研修員の同窓会設立の気運や既結成同窓会の活動が積極的となり、12月に外務省において、マレーシア、フィリピン、アルゼンチン、エジプト、インド、ナイジェリア、パキスタン、中華民国、シンガポール、インドネシア、セイロン、イラン、イラクの各日本大使館に①同窓会の規模（人数、常時参加人数等）、②主たる会合、行事（年次総会等）、③同窓会の組織（委員、中心人物等）、④活動状況、⑤今年度における主要行事（予定も含む）、⑥同窓会設立運営に関する予算状況等につき調査依頼したところ、多数の回答を得ることができ、具体的状況把握に役立つ

た。上記調査を勘案して、既結成の8同窓会の規模活動状況等に基づき渡切費を既結成同窓会に送金した。この渡切費は今年度初めて実施したものであり、資金額および使用ガイドラインは次のとおりである。一方、中小工業技術文献である「How to Start Smaller Industries」を220部購入し、フィリピン、マレーシア、エジプトへそれぞれ100部、60部、60部を寄贈した。資金援助および書物の供与実施が同窓会活動の促進に好影響を与え、今後ますます各帰国研修員同窓会が発展するものと期待している。

(i) 既結成8同窓会に対する資金配布額

1. フィリピン(全国)	1200ドル
2. フィリピン(工芸大学)	400ドル
3. マレーシア	1500ドル
4. エジプト	1500ドル
5. 中華民国	1000ドル
6. インド	200ドル
7. アルゼンチン	200ドル
8. ナイジェリア	200ドル

(ii) 使用ガイドライン

それぞれの同窓会の自主的活動を尊重するが、使途内容のガイドラインは一応次のとおりとする。①200ドル配分の場合。連絡通信費を主とする。②1000ドル配分の場合。200ドル連絡通信費、300ドル会報発行費、500ドル総会等パーティー費を主とする。③1500ドル配分の場合。上記②の1000ドルに名簿作成および講演会、映画会、生花、茶会等の行事費を加える。なお、フィリピンに対しては中央同窓会に1200ドル、工芸大学同窓会に400ドルを計画しているが、中央同窓会に対する1200ドルについては、そのうち1000ドルは上記の使途および200ドルについては上記③の使途、工芸大学同窓会に対する400ドルは上記③の使途とする。

(5) 帰国研修員巡回指導

本年度は、昨年の経験を踏まえより一層の充実を図った。巡回指導実績は次のとおりである。

指 導 班	指 導 員	期 間	訪 問 対 象 国
電 気 通 信 班	研修指導官 1名 OTCA職員 1	23日	タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン
中 小 工 業 班	研修指導官 4 OTCA職員 1	23	フィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ
電 力 班	研修指導官 2 OTCA職員 1	28	メキシコ、ペルー、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ボリビア、パラグアイ

以上の巡回指導において、多くの帰国研修員に面接し、今後の研修プログラム改善に寄与するとともに、彼らが直面している技術的問題に助言を与え、治動状況その他の情報入手に役立った。

殊に、機材供与要請背景の調査活動には大きな成果を挙げ、中小工業班の調査に基づき、46年度機材供与事業のうち、フィリピン国に対する鍍金機材の供与事業が現実の運びとなった。今後とも、機材供与に係る事前調査としての巡回指導班の役割への期待は大きい。

(6) 機材供与

本年度は次表のとおり帰国研修員の所属する機関を対象に19カ国25件の機材供与を実施した。

供与対象国	分野	主たる機材名	供与先	備考
中華民国	地下水資源	水位観測計 20セット	経済省	
モルディヴ	沿岸漁業	かつお釣針 5万本	モルディヴ政府	
フィリピン	鍍金	メッキ槽、整流機、濾過機、ハルセル試験器他	フィリピン工芸大学	
イラン	機械(測定)	エアーマイクロメーター、万能測長機、万能投影機他	テヘラン工芸専門学校	
〃	鍍金	研磨機、メッキ槽、整流機、噴砂装置他	工業教員養成大学	
ブラジル	林産	マイクローム刀研磨機、顕微鏡、クリオスタット他	ペルナンブコ大学	
タイ	胸部外科	レスピロメーター、気管支鏡、手術切除器械他	ナコルンラジシマ病院	
ネパール	歯科(口腔)	ユニット、チェアー各4セット、レントゲン他	ビル総合病院	
ウルグアイ	がん	生検用、十二指腸用、大腸用ガストロファイバースコープ	国立マシエル総合病院消化器がんセンター	
ブラジル	がん	〃 〃	サンパウロ大学附属クリニカ病院	
チリ	がん	生検用ガストロファイバースコープ	サンチャゴ・サンボジャ病院	
メキシコ	園芸果樹	振とう培養機、自動面積計他	サンチャゴ大学	
アラブ連合	地震	高感度地震観測計、水晶時計他	ヘルワン地震観測所	
ドミニカ	がん	十二指腸用、胃生検用、食道用ファイバースコープ	サルバドル・ウガティア病院	
インド	稲作(稲生理)	液体シンチレーションカウンター、日射計、照度計他	オリッサ州カタック中央稲作試験場	※
フィリピン	道路	交通量測定装置10台(空気圧式)	マニラ都市高速道路局	※
シンガポール	放送(中継)	ビデオAMP、安定化AMP、エアークンディショナー他	文化省放送部	※
フィリピン	放送(教育番組)	VTR、FSS、TVカメラ各2台	フィリピン放送局(PBS)	※
インドネシア	がん	生検用、食道用、十二指腸用ファイバースコープ	スラバヤ・エアラング大学	※
ビルマ	胸部外科	レスピロメーター、気管支鏡、麻酔機他	ラングーン総合病院	※
ブラジル	沿岸漁業	フィルム3巻「海の生物自然を改造する」	サンパウロ州農務局漁業院	※
トルコ	農業協同組合	フィルム1巻「普及員の一日」	トルコ砂糖工業協会	※
ヴェトナム	家族計画	フィルム1巻「Beginning of Life」	ヴェトナム厚生省	※

アルゼンチン	が	ん	胃生検用、十二指腸用、直視用フ アイバースコープ他	ヴェノスアイレス州立病 院	※
ドミニカ			耕うん機、噴霧機	労働省職業訓練所	※

※ 購送が次年度に繰越されたもの

(7) KENSHU-IN 誌および文献供与

「KENSHU-IN」誌は、事業団の発行する英文季刊誌として、事業団と各帰国研修員および帰国研修員相互の交流をはかる目的で発刊以来、すでに7年を経過した。本年度も第24号より第26号までの3回、各号6000部を送付したが、帰国研修員からの期待や反響も年々高まってきているのが現状である。文献供与は、農業、工業関係を主に、定期刊行物の供与を次表のとおり実施した。

	供与文献名	対 象	部数	備 考
定 期 刊 行 物	ファーミングジャパン (季刊)	農業および畜産物分野の帰国研修員 850名	850	昭和37年度より43年度までの当該研修員のうち国別配分を考慮し、また波及効果を考慮し、試験研究、教育訓練機関所属の研修員に重点をおいた。
	ルックジャパン (月刊)	重工業、化学工業、郵送、行政、銀行、統計広報業務等の分野の行政経営に携わる管理部門の帰国研修員 850名	850	昭和37年度より43年度までの当該研修員のうち国別配分を考慮し、かつ波及効果も考慮した。
	テクノクラート (月刊)	重工業、軽工業、化学工業、公益事業、運輸、郵政、厚生、行政、経営技術、銀行、統計広報業務の技術研究部門の帰国研修員 850名	850	同上

第3節 事業の問題点

1. 研修員受入に対する開発途上諸国の要請は、年々増加の一途をたどっており、今後受入事業の規模は飛躍的に拡大しなければならない。昭和47年度においては約2,000名の受入を予定しているが、開発途上諸国の要請に対処するため、少なくとも数年後には、これを、3,000名に拡大しようとするのが、関係者において論議されている。更に、その受入に当って、研修内容の質的な充実が極めて重要なことは論をまたない。しかしこれらの事業規模の拡大、質的向上に対処する現在の受入体制においては多くの面において不備な点があり、十分な体制が確立されているとは必ずしも言い難い。当事業団としては、外務省をはじめ関係者と十分協議の上、その改善を図ることが急務であると考えているが、いずれにせよ各般に亘る受入体制の基盤整備が未だ不十

分の憾が深い。このための諸問題のうちとくに重点的な事項は①ニーズの的確な把握、②研修実施体制の整備・充実、③研修員の待遇改善、④フォローアップの充実の4点に要約されよう。

なお、昭和46年2月から6月にかけて、昭和46年度実施の集団研修コースのうち主なる35コースを対象として関係者によりエバリュエーションを実施した。このエバリュエーションは、当該コースの問題点の把握と今後の改善方向を模索するために行なわれたものである。このエバリュエーションにおいて提起され、かつ、把握された対象コースの主要問題は、とりもなおさず、上記の受入事業の基盤整備の問題であり、この問題を改善し、今後の事業の運営に組み入れてゆくことが、われわれ関係者の緊急の課題であろう。それらの問題を若干詳細に記述すれば次のとおりである。

(1) ニーズの的確な把握

個々の研修員受入の場合のみならず、集団コースの設定およびカリキュラムの編成に当たっても事前に研修員の具体的な要請、更には、開発途上諸国の共通した問題点等を把握し、これに基づいて計画を策定し、業務を実施することが重要であることは無論である。しかしながら、現状においては、必ずしもこれらニーズの把握が十分でなく、したがって、研修目標の設定に妥当性を欠くこともあり、ために、研修計画が適正でなかったという例も間々見られる。このことは、ひいては、研修効果の適切な把握が難しいという事態を生ずることにもなる。開発途上国の現状調査を強化し、ニーズを的確に把握することが極めて重要なゆえんである。

(2) 研修実施体制の整備・充実

研修員受入事業は、関係省庁の協力のもとに、とくに専門的研修の多くは、政府関係機関・民間企業等において実施されている現状であるが、この研修実施は、それら諸機関の本来の業務と競合する傾向が顕著であり、数々の問題が生じている。そのため、研修専用の施設・機材、研修専任職員の配置等、関係機関を通じての研修体制の確立が望まれる。すなわち、それら諸機関の本事業に対する一層の協力を求め、研修実施体制の制度化を図る努力が必要である。また、事業の拡大にともない、新規の研修実施機関の開拓も不可欠な課題である。更に基本的なことの一つは、この専門研修の実施に当たって、関係諸機関の積極的な協力を得るためにも、提供される協力に対し適正な対価の支払いが絶対的の要件とならう。その他、現行の研修実施体制で一層の整備をすべき問題としては、とくに優れたコースリーダーの確保、その他研修現場における研修監理業務の充実、オリエンテーションおよび日本語教育、エバリュエーション等の強化・充実が挙げられる。また、事業の拡大にともない、事務量は著しく増大しつつあり、その対策が急務であるが、事務の合理化を内部的に推進すると同時に、業務の部分的外部委託について検討する必要がある。

(3) 研修員の待遇改善

滞在費、書籍費、仕度料等の待遇、さらには、宿舎における生活全般が十全であるか否かは、広義の研修成果に大きな影響を及ぼすものであり、当事業団としてもこれらの諸点に関して、特段のきめこまかい配慮をする必要があろう。滞在費等の待遇の点について言えば、最近相当の改善がなされつつあるものの、国際機関等と比較して未だ遜色がある。少なくとも全般的な待遇において、国際機関の水準まで改善する必要があろう。また、研修員の日本における生活の場となる当事業団の国際研修センターの整備はとくに重要である。欧米諸国の生活環境と異なるわが国の特殊性を考えるならば、国際研修センターの規模の拡大は急務である。また同センターにおける宿泊、食堂、その他の運営管理に万全を期する必要がある、そのためのより一層の改善が望まれる。その具体的な対策としては、施設維持管理費の増額、食堂運営補助金の増額等である。

(4) フォローアップの強化

帰国研修員の自国における習得技術の効果的な活用を促進するためには、帰国研修員巡回指導、機材供与、文献供与、同窓会の育成、再研修等のフォローアップの強化が必要である。例えば、研修指導者が帰国研修員を現地の勤務先に訪問し、コンサルテーション等を通じて、わが国において習得した技術の現地への適用方法、現地の実情に合った応用技術等に関するアドバイスを与え研修成果をより一層高めようとする帰国研修員巡回指導は、本人達が最も切実に要望しているものであり、その成果は極めて大きく、かつまた、巡回指導者は現地の事情を熟知することができ、その結果は国内における研修の充実となって反映される。また、研修員が帰国後、わが国において習得した技術を活用するに当たって必要とする機材を提供する機材供与は、習得技術の活用のみならず、その発展に多大な貢献をすることになり、ひいては、技術協力事業の価値を高めることになる。

2. 次に上記の諸問題は事業団としてかねがね問題として把握されていたものであり、上記エバリュエーションによって確認されたものであるが、角度を変えて研修員のファイナルレポート、研修終了時におけるエバリュエーションミーティング等において、研修員より指摘された研修受入事業に関する主要な問題点を記述するならば次のとおりである。

(1) 参加研修計画に対する満足度

ニーズに合致した研修計画の設定は困難であり、研修分野におけるわが国と研修員各国との現状にそれぞれ差異が見られ、さらに集団研修においては、その宿命として、研修員個々の特定な関心を満たすことは難しいなどの諸事情により、参加研修計画に対する研修員の満足度が十分に

は得難い。

(2) 言語の問題

指導員を含む研修実施スタッフは英語に長けている者が極めて少なく、通訳を介して研修が実施されるため、研修実施上言語の問題が大きい。また、研修員の日常生活においても、一般日本人の語学力が乏しいため、極めて不便であり、日本語教育の強化の要望がある。

(3) 研修員の待遇改善

現行の研修員に対する滞在費の給付額は、昨今の物価上昇に比して、増額されておらず、研修員の滞日生活は必ずしも楽ではない。また、国際研修センターの収容能力は十分ではなく、外部宿泊を余儀なくされており、多くの研修員の不評をかっている。

(4) フォローアップの強化

帰国研修員の自国における習得技術の活用のため、機材供与、文献供与、派遣専門家との有機的連携等の要望がとくに強い。

3. 上記の1.および2.において指適された事業の主要問題点を解決し、事業の量的拡大に対処するとともに、質的向上を図るため、その基盤を整備することが本事業の直面する課題である。しかし、これらの基盤整備を短期間において解決することは不可能であり、そのため、若干時間がかかっても着実に計画的に取り組む必要がある。

第2章 専門家派遣事業

第1節 事業の概況

1. 事業の沿革

専門家派遣事業は、技術協力の重要な支柱の一つであり、開発途上諸国の資本と資源の有効な利用にとって欠くことのできない技術を提供し、技術者を養成することにより経済開発の推進に資するため、わが国の技術者・専門家を派遣し、現地において技術指導と人材養成を行なわせんとするものである。

わが国は上記の主旨に従って、1954年10月のコロンボ計画加盟以来、1955年度の28名の専門家派遣を皮切りとして、しだいに派遣の規模を拡大してきたが、コロンボ計画の対象地域が東南アジアから中東の加盟諸国——当初はパキスタン以东——に限定されているため、1958年には中近東・アフリカ計画および中南米計画を、わが国独自の技術協力計画として発足せしめ、西アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの開発途上国に対する技術協力事業を開始した。また、上記の3計画ではカバーできない最近隣諸国、すなわち中華民国、韓国（その後コロンボ計画に加盟）に対する技術協力計画として、その他アジア計画が1960年に発足し、ここにわが国の四つの技術協力計画が出そろって発展途上国のほぼ全域をカバーし得る体制が整った。

1963年には青年技術者（Junior Expert）派遣計画が始まり、従来の、当該職歴5～10年という資格の専門家（いわゆる Senior Expert）ではカバーしにくい「現場で作業を共にしつつ指導する」指導形態の専門家の派遣要請に応ずる協力を目標としたが、1965年に日本青年海外協力隊事業として本事業から分離した。同様にして、同じ1965年度には医療協力室が新設され、医療施設や公衆衛生施設ののぼしい開発途上国に対する、医療・保健・衛生関係の協力を統括的に実施することとなったが、翌1966年には、同室を医療協力部として海外事業部から独立、昇格させ、機材供与を含むプロジェクト・ベースの技術協力として、事業の発展拡充を目指すことになった。

以上の技術協力計画は、いずれも日本と各開発途上諸国の政府との間の協定等にもとづいて、

相手国からの直接の要請により専門家派遣を行なう、いわゆる2国間方式 (Bilateral Base) と呼ばれるものであるが、国際連合や国際連合専門機関等の国際諸機関の要請により専門家派遣を行なう、いわゆる多国間方式 (Multilateral Base) と呼ばれる形式がある。わが国は1956年の国際連合加盟以来国連の実施する開発途上国への技術協力事業に積極的に参画し、1963年にECAFEに、道路工学の専門家を派遣したのを手始めとして、ECAFE、ECA、ガット貿易センター (UNCTAD/GATT Trade Center)、アジア工科大学院 (AIT)、アジア国会議員連合アジア開発センター (APU/ADC) 等の国際連合、国連専門機関およびその他の国際機関への専門家派遣を実施してきたが、東南アジア開発関係会議の諸決議にもとづく地域経済協力事業の一環として、アジア開発銀行 (ADB)、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC) が設立され、これら機関への専門家派遣実施を契機に、派遣数の飛躍的増大に対応するため、1965年度より国際機関等技術協力計画を発足せしめ、従来の多国間方式による専門家派遣事業を一元化し一括実施することとした。

更に、前述の諸計画のほかに理科教育海外協力事業による専門家派遣がある。これは開発途上国の技術教育の基盤である理科教育の充実に協力し、科学的技術的基礎知識と合理的思考方法を身につけた人材を養成し、これら諸国の将来の技術者層を厚くすることをねらいとして、1965年のバンコクにおける、第2回アジア地域ユネスコ加盟国文部大臣会議において採択された諸決議にもとづき、わが国からの理科教育専門家を派遣するもので、1966年以降、毎年数名の専門家を各6カ月間派遣し、併せて、必要機材を調達送付して、相手国の中等理科 (物理、化学、数学)、教育担当教員を対象に理科教育の内容と指導方法の実際を演示し指導している。

2. 専門家派遣の諸計画

以上の専門家派遣の諸計画を分類列記すれば下記のとおりである。

(1) 2国間方式

(i) コロンボ計画

英連邦内での技術協力計画を起源として他の諸国が援助国あるいは被援助国として加盟したという経緯があり、被援助地域が限定されている。日本は1954年に援助国として加盟し今日に至っている。現在の加盟国は東南アジア、南アジアの諸国を中心として、東は韓国、西はイランに及んでいる。

(ii) 中近東・アフリカ計画

次の中南米計画、その他アジア計画とともに、コロンボ計画ではカバーできない地域を対象として、1958年に日本政府が発足せしめた技術協力計画で、現在では、イラク、トルコ以西の西アジア諸国およびアフリカの全域を対象地域としている。

(iii) 中南米計画

中近東・アフリカ計画と同じく1958年に発足し、メキシコ以南のラテン・アメリカ諸国を対象地域としている。

(iv) その他アジア計画

中華民国と、当初コロンボ計画に加盟していなかった韓国を対象として1960年に日本政府が発足させた計画であるが、韓国のコロンボ計画加盟にともない対象地域が、事実上中華民国一国に限定されている。今後はコロンボ、中近東・アフリカ、中南米の3計画ではカバーし得ない西サモア、フィジー諸島国等の地域に拡大適用される可能性がある。

(v) 理科教育計画

アジア地域ユネスコ加盟国文相会議の決議により1966年発足した。アジア地域のユネスコ加盟国を対象とし、専門家の指導業種が理科教育関係に限定される。

(vi) 相手国政府要請計画

前記以外にも、相手国が日本側の経費負担によらない専門家の派遣の斡旋を依頼してくる場合があるが、このような場合にも政府ベースによる技術協力事業の一環としてこれに応じ、その待遇がわが国技術協力諸計画のそれを下まわる場合は、その差額を補給するなどの処置を講じている。私契約による専門家と呼ぶ場合がある。

(2) 多国間方式

(i) 国際機関等技術協力計画

国際連合、国連専門機関、その他の国際機関の要請に応じ、わが国の費用負担により専門家を派遣する計画で、1968年に発足した。

(ii) 国際機関の要請する専門家の派遣の斡旋

前記のほか、国際機関が自身の経費負担による専門家の派遣を要請してきた場合について、政府ベース技術協力の一環として派遣の斡旋を行なっている。

3. 専門家派遣数の推移

昭和30年度に28人の専門家派遣、派遣費1,149万5,000円の実績でスタートした専門家派遣事業も、46年度には新規派遣数309人、前年度より継続滞在する専門家を合すると専門家数539人、派遣経費は約12億円に達し、派遣数で約19倍、派遣費で約100倍の規模に拡大した。昭和30年以降の計画別派遣費、派遣数の推移は表1～2、図1～2のとおりである。

派遣先国別の傾向については、当然のことながら、東南アジア、南アジア諸国を対象とするコロンボ計画関係が大きな比重を占めているが、他地域への派遣の増大にともない、派遣費については当初の100%から昭和45年度の45.4%、昭和46年度の44.9%に、新規派遣数については、45年度の48.6%、46年度の64.0%と大幅にその比重を減じた。

表1 年度別、計画別派遣費の推移 (単位:千円)

年度	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
計画名																		
コロナボ計画	11,495,37,289,73,	412,91,200,87,	306,183,697,177,	678,160,940,230,	356,229,566,310,	528,357,520,476,	915,508,850,											
中近東アフリカ計画			3,055,11,401,	23,865,25,026,	27,442,29,087,	40,061,55,794,	89,828,92,017,	113,227,										
中南米計画			991,	871,	9,166,13,315,	16,938,21,584,	27,442,53,186,	83,417,129,135,146,	149,									
その他アジア計画					1,814,	1,103,	2,014,	13,585,	12,080,	23,419,	24,206,	34,873,	41,569,					
国際機関計画													21,626,					
計	11,495,37,289,73,	412,95,246,99,	578,168,542,217,	1,222,207,334,294,	612,309,149,442,	927,554,971,732,	940,831,421,1,080,	174,1,110,	359,1,198,956,									

表2 年度別、計画別派遣数の推移

年度	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
計画名																	
コロナボ計画	28	32	50	50	40	60	92	85	71	56	98	67	107	105	129	126	190
中近東アフリカ計画				4	17	26	14	20	13	14	21	27	29	38	50	62	34
中南米計画				1	1	9	8	4	8	10	15	24	38	37	29	29	27
その他アジア計画						4	2	5	10	9	20	13	23	39	21	29	21
国際機関計画																	25
計	28	32	50	55	58	99	116	114	102	89	154	131	197	240	262	259	297

表3 年度別、計画別派遣費の百分率

計画名	年度					
	43	44	45	46		
コロナボ計画	61.2	58.2	45.4	44.9		
中近東アフリカ計画	13.6	16.3	24.8	22.9		
中南米計画	17.6	12.6	13.2	14.0		
その他アジア計画	5.0	2.0	3.3	2.6		
国際機関計画	2.6	10.9	13.3	15.6		

図1 計画別派遣費の推移

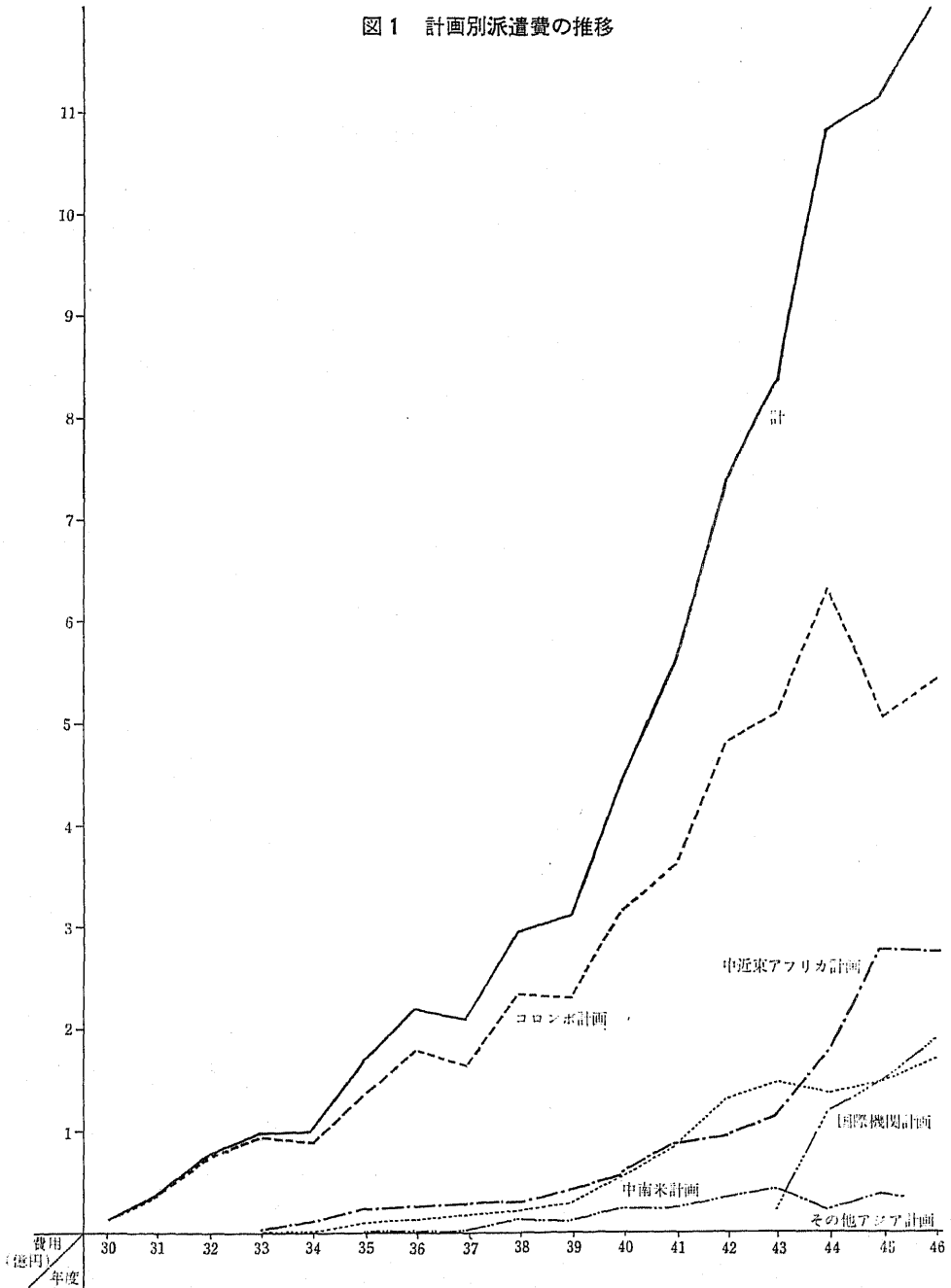


図2 計画別新規派遣数の推移

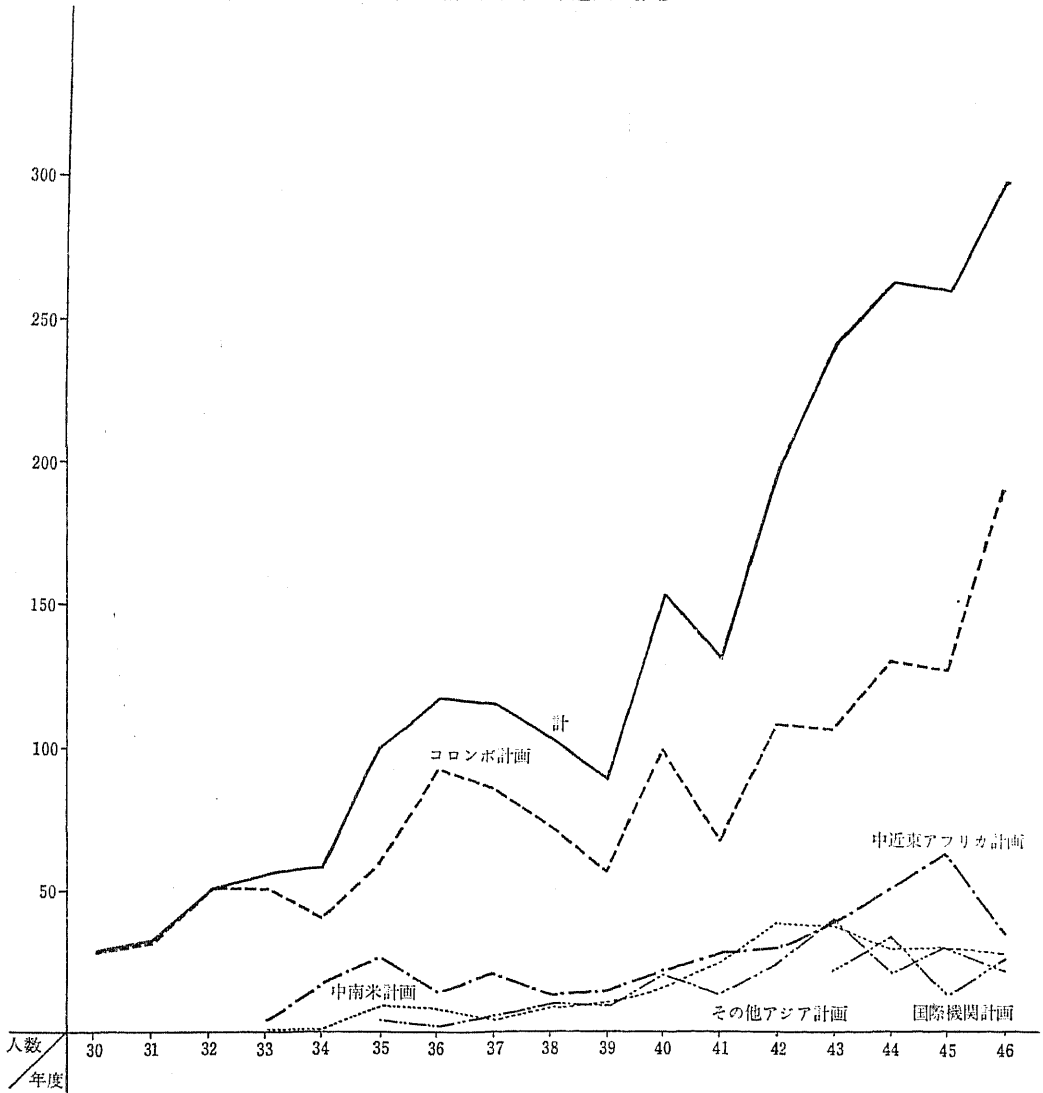
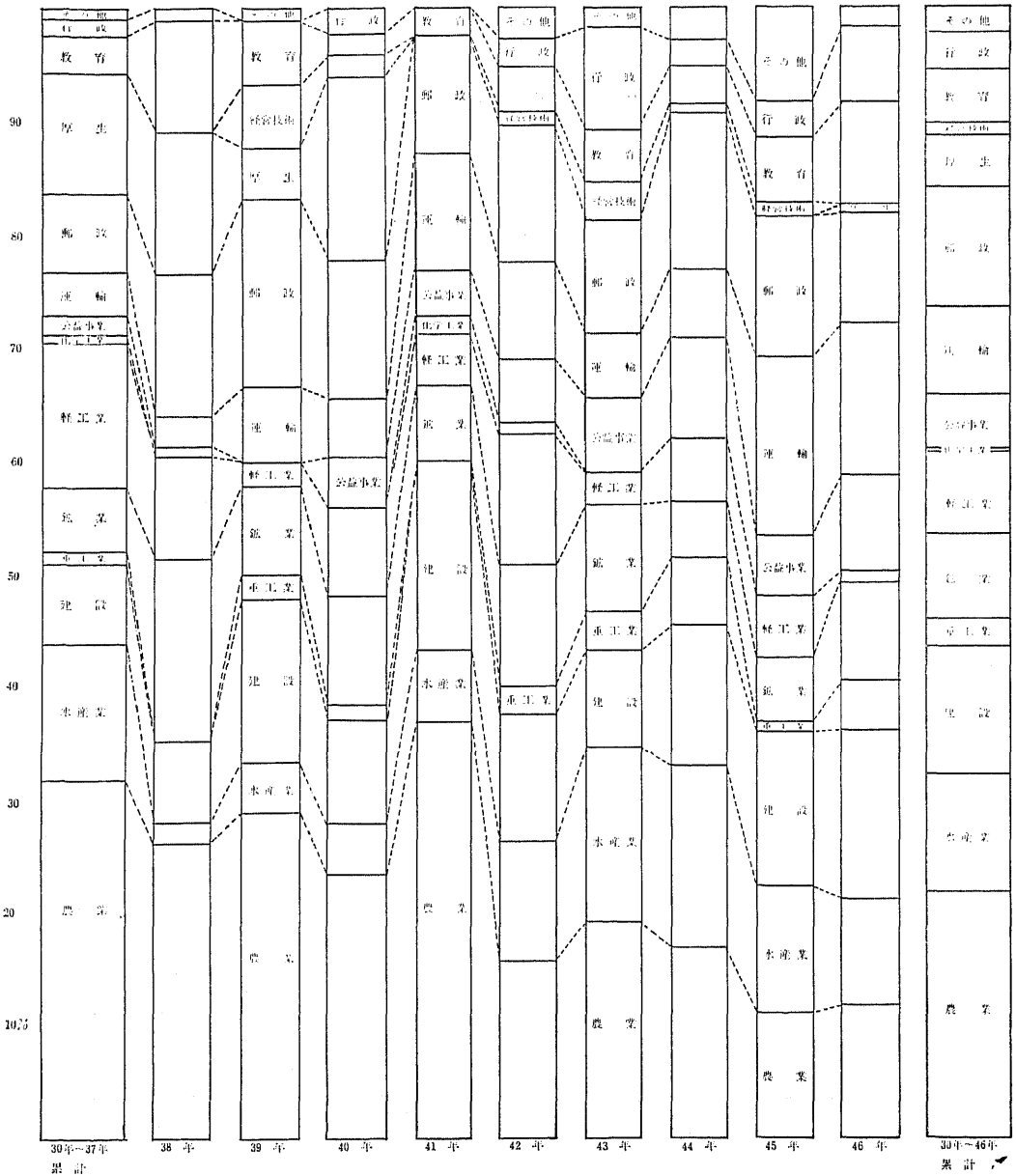


図3 派遣数業種別割合の変化



派遣数の推移には、継続専門家を含めた実績が反映されていると見てよいわけであるが、コロナ計画地域は46年度の新規派遣で64.0%とやや持ち直したものの、最近2、3年の全体的傾向としては、実績の半分をわずかに下まわっていると言ってよいであろう。そして、その分、中近東・アフリカ、中南米の諸地域あるいは国際機関に対する協力が増大していることになる。ちなみに、国際機関計画が発足した昭和43年以降の派遣費の計画別パーセンテージは表3のとおりである。

派遣専門家の業種別割合の年次別変化は図3のとおりであるが、一見して明らかな傾向は農林、水産等第一次産業関係の比率低下である。しかしながら、このことは、毎年の派遣数の増大を考えれば、派遣実数の減少を意味するものではないが、交通輸送網の整備、通信連絡手段、放送網の拡充、治山治水と水資源利用、電力開発等を内容とする運輸、郵政、建設、公益事業関係の派遣増加率の伸びが、農業、水産業関係のそれを凌駕するほど高く、近年の開発途上国の開発計画の重点が、上記のいわゆるインフラストラクチュアの整備に向けられていることを示していると判断されよう。

医療厚生関係の専門家派遣が昭和41年度以降とだえているのは、医療協力部の発足により専門家派遣事業から独立移管された結果である。また、全体的比率は低いが、行政、経営技術、教育の諸部門が漸増の傾向にある。大まかに言って、専門家派遣事業の発足当初、高い比率を占めていた農林水産業等第一次産業部門の比重が相対的に低下して、指導の業種が多様化する傾向にあると言ってよいであろう。また、重工業、化学工業関係の専門家派遣が、「経済開発や産業発展のための技術協力」という言葉のひびきから想像されるほどには多くないとの印象を受けるが、重化学工業部門の技術協力が、合弁企業等をはじめとする民間ベースの経済活動の一環として実施される傾向が強くなり、更には、テクニカル・ノウハウの問題などもあって、政府ベースの技術協力事業にややなじみにくい性格を持っているためと思われる。事実、実績中には重工業と分離されているケースも内容的には自動車整備、鋳造技術訓練、メッキ技術訓練等の職業訓練的なものがかなりの割合を占めている。

4. 派遣専門家の職務内容と他の技術協力諸事業との関連

専門家の指導業種が多様化するとともに、その指導形態についても同じく多様化の傾向が看取される。

専門家の指導の形態は、

- (1) 作業をともにしつつ技術指導を行なう技術訓練指導
- (2) 各種試験研究機関・大学等における教育研究指導
- (3) 個別開発プロジェクトの企画立案指導
- (4) 企業体・研究機関の経営改善・技術改善指導

(5) 相手国の当該分野における政策立案指導

にだいたい分類することができるが、専門家派遣事業の発足当時から大きな比重を占めている技術訓練指導・教育研究指導に加えて、最近では、企画立案指導・経営改善指導の専門家派遣が行なわれ、更には、政策立案指導を行なういわゆるアドバイザーまで派遣専門家の指導形態は拡大し、多様化するに至った。

最近の専門家派遣事業は、それが単独で実施されるのみならず、研修員受入、開発調査等他の技術協力諸事業あるいは円クレジット供与等の経済協力事業との関連で実施されるケースが増えているが、各事業との関連を簡単に記せば以下のとおりである。

開発調査事業については、予備調査の結果詳細設計に移る時点で企画立案指導の専門家を派遣する場合、および前者とは逆に、派遣専門家の指導立案にかかわるプロジェクト、またはその指導助言によって採用されたプロジェクトについて調査団が派遣される場合がある。近年においては、派遣専門家が指導を行なうかたわら関係プロジェクトの調査をも併せて実施するケースが増加し、元来、開発調査事業と専門家派遣との間で分担していた「調査」と「指導」の二つの機能の境界があいまいになっているきらいがある。

医療協力事業の病院・診療所、農業協力事業の農場・試験場、開発技術協力事業の一次産品開発モデル地区設定、海外センター事業の各種教育訓練施設の設置運営等いわゆるプロジェクト・エイドについては、本来その事業の一環として指導専門家の派遣を含んでいるわけであるが、センター等各プロジェクトの定員以上に人員が必要な場合や、プロジェクトの協定期間が満了した時点でなおかつ日本人専門家の指導を引き続き必要とする場合に、専門家派遣事業でそれをカバーしている。

日本青年海外協力隊事業によって派遣されている青年協力隊員との間にも、理論指導的な面を専門家が受け持ち、現場実習的な面を協力隊員が分担して、一つの技術指導を相互補完的に実施してゆくというケースがしばしば見られる。

研修員受入事業との関係については、派遣専門家が現地で指導し、あるいは現地で業務をともにした人を、更に日本に招いて研修を深めようとする場合、帰国した研修員が自国での職務を遂行するに当たって日本人専門家の派遣指導を要請する場合、また、専門家の派遣を前提として、そのカウンターパートとなる者を研修員として事前に日本で研修せしめる場合等、さまざまなケースで二つの事業が深い関係を持っている。

現行の技術協力事業にも専門家の携行機材として、あるいは後述の単独機材供与事業という形式で、機材の供与事業が含まれているが、このような広い意味での物資・資金の供与・貸与は経済協力事業の分野の問題でもある。しかしながらこの分野においても、派遣専門家の指導助言により採用され立案されたプロジェクトが円借款供与に結び付く場合、円借款にもとづく開発プロジェクトの実施のために専門家が派遣される場合等、経済協力と技術協力の結び付き、援助にお

ける「人」と「物」の結合が強化されより効率的に実施されるケースが増加している。

5. 専門家の待遇

わが国政府の技術協力事業の一環として海外に派遣される専門家に対しては、支度料、外国旅行日当・宿泊料、航空運賃、現地業務費、旅行雑費が支給され、派遣期間が、1年以上の長期にわたる専門家に対しては、上記に加えて移転料と在任期間の日当・宿泊料にかわって在勤基本手当が支給されているが、46年度には、当該国の首都から遠く、医療施設、子弟の教育施設の不備な任地に赴任する専門家に僻地手当が、外国語能力の優秀な専門家に語学手当が新設支給されることとなり、また、グループで派遣されている専門家集団を、事実上の団長として統率・調整している専門家に、チーム・リーダー手当の支給が、特別技術報酬支給制度の一環として実施されることとなった。

また、従来、所属先より国内給与の支給がなく、かつ扶養家族が本邦に残留している専門家に限って支給されてきた本俸を廃止し、所属先給与補てん制度を新設した。この給与補てん制度は、専門家の所属先が派遣中の専門家の国内給与の支給を続行する——すなわち有給休職あるいは現職出張の扱いとする——ことを条件として、その所属先の負担分を一定の限度内で補てんし、自営者についてもこれに準ずる取扱いをするものである。

派遣専門家には、現地での低額の資料・物品の購入、近距離の交通費等に充当するため、毎月定額の現地業務費が支給されているが、46年度より、現地業務費予算の一部を一括プールし、専門家の指導業務の内容上とくに必要と認められ、かつ派遣先国の当該専門家に対する便宜供与が十分でない場合の支出に充てることとした。

46年度には、ECAFEに派遣された専門家のECAFE域内出張旅費およびインドネシアに派遣された水資源、海運両専門家チームのインドネシア国内調査出張旅費に主として充当された。

第2節 46年度専門家派遣事業実績

1. 46年度の派遣実績

46年度には前年度より継続の専門家230名に加えて309名の新規派遣を実施したが、その国別・業種別派遣数は表4、図4、5のとおりである。

継続の専門家はその大部分が派遣期間1年以上の長期派遣であるが、それでも短期専門家が31名にのぼり、継続専門家全体の約13.5%を占めている。計画別に長期・短期の分布を見ると、中近東・アフリカ、中南米等遠距離地域には長期派遣の専門家が多く、コロンボ計画地域は長期・短期が相半ばしている。中華民国、およびコロンボ計画地域内ではあるが、韓国に対しては短期

表4 46年度国別・業種別派遣数

〔新 規〕

業 種	農	水	建	重	鉱	軽	化	公	運	郵	厚	経	教	行	そ	計
国 名	業	産	設	工	業	工	学	益	輸	政	生	営	育	政	他	
アフガニスタン	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	3
バングラデシュ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6
ブータン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ビルマ	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	10
インドネシア	6	-	10	-	3	-	-	9	18	6	-	-	2	2	-	56
イラン	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	2	-	7
クメール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	-	-	-	2	11
韓国	7	1	-	3	4	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	22
ラオス	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	6
マレーシア	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	-	-	-	-	-	9
ネパール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パキスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3
フィリピン	-	7	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	12
シンガポール	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	9
スリランカ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
タイ	2	3	1	5	-	-	-	1	-	2	-	-	-	2	2	18
ヴェトナム	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	10
数カ国	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
コロンボ計画	19	11	23	9	15	-	-	18	32	26	1	-	17	15	4	190
アルジェリア	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2
中央アフリカ	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
エチオピア	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
イラク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
ケニア	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
レバノン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナイジェリア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
アルゼンチン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
スワジランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
シリア	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
タンザニア	1	-	3	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	6
トルコ	-	5	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	11
ウガンダ	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3
アラブ連合	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
ザイール	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
中近東・アフリカ計画	3	5	6	3	6	2	-	1	4	1	-	-	2	1	-	34

第2部第2章 専門家派遣事業

[継 続]

農 業	水 産 業	建 設	重 工 業	鉱 業	軽 工 業	化学 工業	公益 事業	運 輸	郵 政	厚 生	経 営 技 術	教 育	行 政	そ の 他	計	合 計
1	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	4	7
1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	8
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	3	13
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1	1	2	-	-	-	-	-	2	1	-	-	1	-	-	8	64
1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	3	14
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	24
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
-	-	-	-	1	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	5	8
-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	7	19
-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	4	13
2	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	5	7
5	2	2	-	-	2	-	7	2	10	-	-	1	-	-	31	49
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	12
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
15	8	7	1	1	7	-	9	6	19	-	-	11	1	-	85	275
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
-	-	-	-	7	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	8	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
-	4	2	2	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	10	11
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	2
2	-	2	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	7	8
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	4
6	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4	-	12	18
-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	14
-	-	2	1	-	2	-	-	-	2	-	-	-	3	1	11	14
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	4
12	5	9	3	8	2	-	1	6	6	-	-	4	7	1	64	98

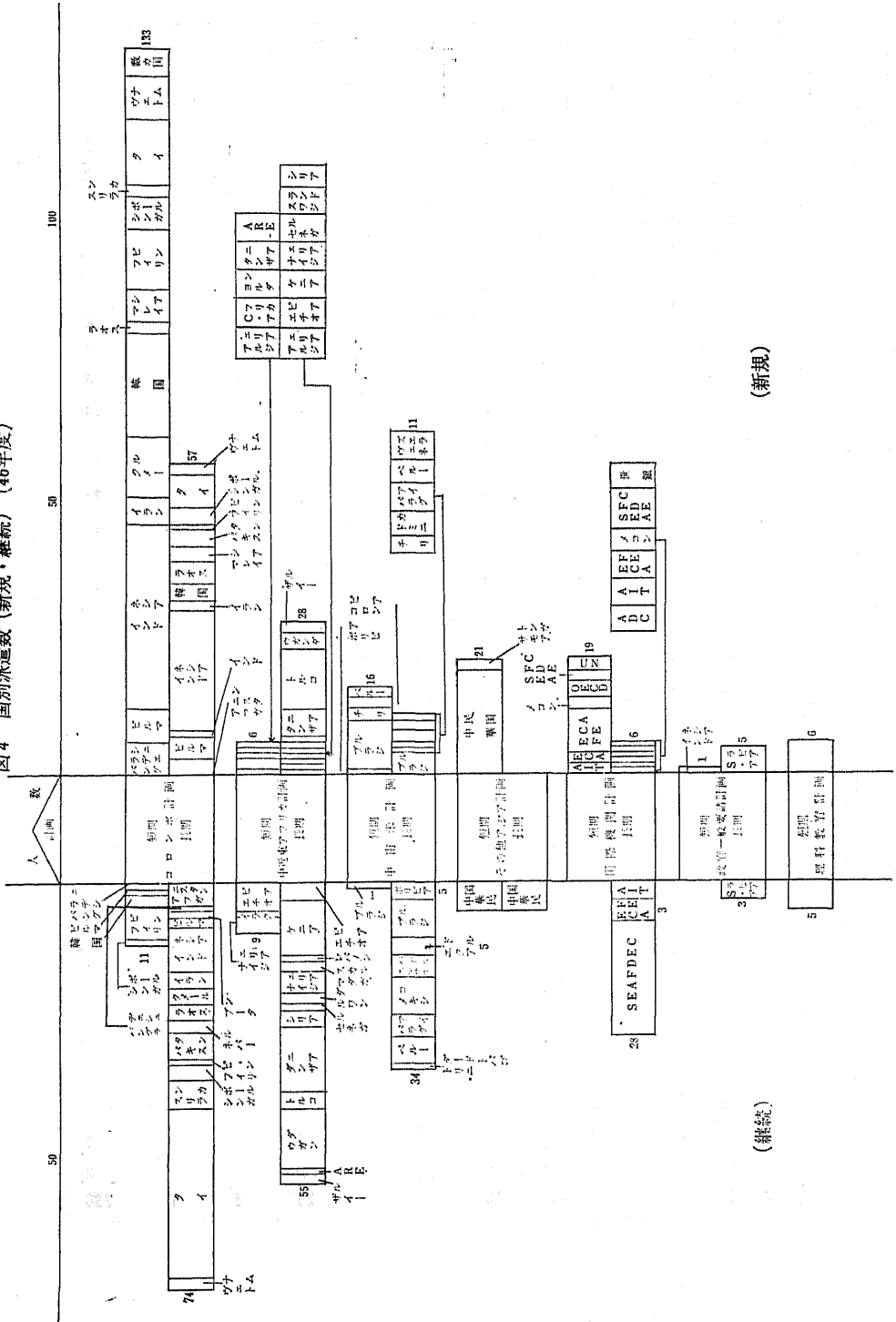
[新 規]

業 種	農	水	建	重	鉱	軽	化	公	運	郵	厚	経	教	行	そ	計
国 名	業	産	設	工	業	工	学	益	輸	政	生	営	育	政	他	
ボ リ ビ ア	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ブ ラ ジ ル	7	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	13
チ リ	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3
コ ロ ン ビ ア	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
ド ミ ニ カ	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
エ ク ア ド ル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エルサルバドル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メ キ シ コ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パ ラ グ ァ イ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
ペトリニダッド・トバ	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	4
ゴ ベ ネ ズ エ ラ	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
中 南 米 計 画	9	4	-	-	3	-	-	5	1	2	-	-	3	-	-	27
中 華 民 国	2	4	10	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	19
西サモア・トンガ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
その他アジア計画	2	4	10	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	2	-	21
ADT	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
AIT	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3
ECA	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
ECAFE	1	-	2	1	2	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	9
メコン委員会	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
OECD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
SEAFDEC	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
UN	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
世 界 銀 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
国 際 機 関 計 画	2	4	5	1	2	-	-	-	2	-	1	-	5	2	1	25
インドネシア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
サウディ・アラビア	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
政府一般要請計画	1	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
インドネシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
イ ラ ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
マ レ イ シ ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
ス リ ラ ン カ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
タ イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
理 科 教 育 協 力 計 画	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	6
業 種 別 総 計	36	28	44	13	31	3	-	25	40	29	2	-	33	20	5	309

[継 続]

農 業	水 産 業	建 設	重 工 業	鉱 業	軽 工 業	化学 工業	公益 事業	運 輸	郵 政	厚 生	経 営 技 術	教 育	行 政	そ の 他	計	合 計
1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	4
4	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	8	21
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	3	3
-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4
1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	6
-	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	5	9
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
11	9	-	4	1	3	-	2	-	3	-	-	2	-	-	35	62
-	-	-	5	2	2	-	-	1	2	-	-	-	-	-	10	29
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
-	-	-	5	2	2	-	-	1	2	-	-	-	-	-	10	31
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	13
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	25
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
1	21	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	28	53
-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	8
-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	5	11
39	43	17	14	14	14	-	12	13	30	-	-	25	8	1	230	539

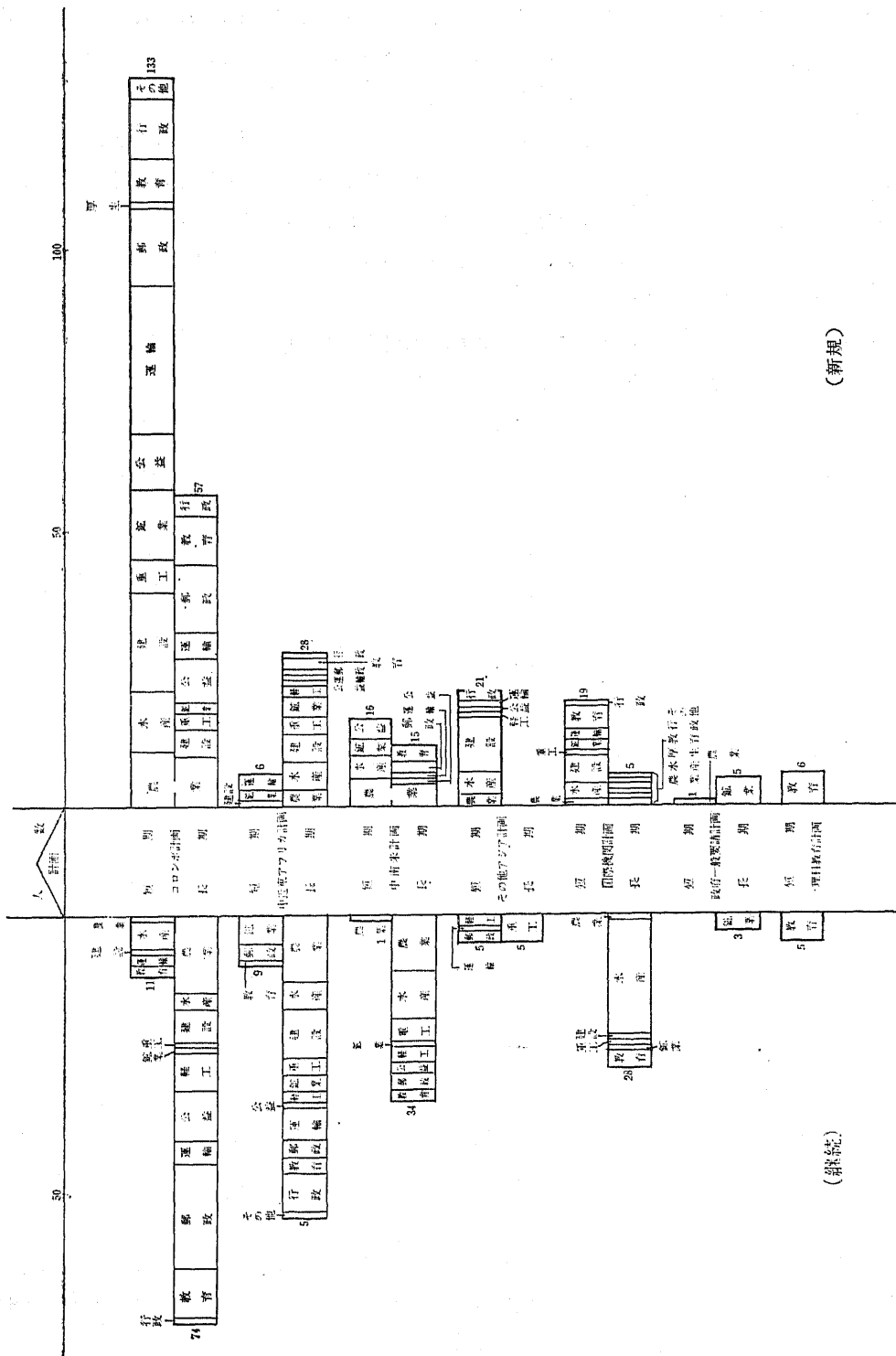
図4 国別派遣数 (新規・継続) (46年度)



(新規)

(継続)

図5 業種別派遣数 (新規・継続) (46年度)



(新規)

(継続)

派遣専門家が新規・継続総数53名中45名84.9%と大部分を占めている。これは、この両国が経済発展の過程からみて、テイクオフした、あるいはしつつあることが、もっとも大きな要因ではあるが、そのほかに日本に最も近い隣国で、わが国の事情によく通じているばかりでなく、派遣専門家の指導業務内容を十分検討して任期を節約し、多くの部門に専門家を受け入れようとする努力の現われと解することもできる。ただしこれら両国の場合をも含めて、短期派遣の専門家の業務内容は下記の各項に限定される場合が多く、大きな特徴となっている。すなわち、今後の技術協力・経済協力の方途検討、開発プロジェクトの経済性、技術的可能性あるいは資源開発等種々の調査、供与機材の据付等である。

派遣先を国別にみると、国際機関、理科教育、私契約による専門家を一応別として、新規・継続を合せて派遣総数10名以上の国々は下記のとおりである。

インドネシア	64名	ウガンダ	14名
タイ	49名	クメール	14名
中華民国	29名	ビルマ	13名
ブラジル	21名	シンガポール	13名
フィリピン	19名	ヴェトナム	12名
タンザニア	18名	ケニア	11名
トルコ	14名	イラン	10名

インドネシアとタイが各々全体の13.8%、10.5%で最も多く、国際機関計画の専門家についてもこれら両国、とくにタイが圧倒的に多数の専門家を受け入れている。

長期の専門家に限ってみると、ベストテンは以下のとおりである。

タイ	37名	ブラジル	11名
インドネシア	30名	パキスタン	8名
トルコ	14名	アフガニスタン	7名
ウガンダ	14名	ラオス	7名
ケニア	11名	ペルー	7名

中近東・アフリカ、中南米の諸国に長期の専門家が多い傾向がはっきりする。インドネシアとタイの両国は1、2位で順位が入れかわり、タイには相対的に長期派遣者が多いことが看取されるが、タイの場合は37名中31名が継続の専門家で新規派遣が6名にすぎないのに対して、インドネシアは30名中22名が新規派遣である。最近における対インドネシア専門家派遣の急増ぶりが察知されるであろう。

業種別の派遣実績は表5のとおりである。継続・新規の合計について、農業、水産業が各々13%以上に達し、建設、運輸、郵政、教育が各々ほぼ10%のラインであり、この6業種のみで69.95%を占めている。

表5 46年度業種別派遣数・パーセンテージ

業種	継 続		新 規		計	
	人 数	%	人 数	%	人 数	%
農 業	39	16.95	36	11.65	75	13.92
水 産 業	43	18.69	28	9.06	71	13.17
建 設	17	7.39	44	14.24	61	11.32
重 工 業	14	6.08	13	4.21	27	5.01
鉱 業	14	6.08	31	10.03	45	8.35
軽 工 業	14	6.08	3	0.97	17	3.15
化 学 工 業	0	0.00	0	0.00	0	0.00
公 益 事 業	12	5.22	25	8.09	37	6.86
運 輸	13	5.65	40	12.94	53	9.83
郵 政	30	13.04	29	9.39	59	10.95
厚 生	0	0.00	2	0.65	2	0.37
経 営 技 術	0	0.00	0	0.00	0	0.00
教 育	25	10.90	33	10.68	58	10.76
行 政	8	3.48	20	6.47	28	5.20
そ の 他	1	0.43	5	1.62	6	1.11
計	230	100.00	309	100.00	539	100.00

前節でも言及したように、表4の業種別項目の建設、公益事業、運輸、郵政のいわゆるインフラストラクチャ関係、すなわち、治山治水、水利用、灌漑、電力開発、ガス事業、交通輸送網の整備、通信放送施設制度の拡充等に関係する専門家が38.96%で全体のほぼ4割にのぼり、しかも、継続専門家にかかわるインフラストラクチャ関係の比率が31.30%であるのに対し、新規派遣の専門家ではその比率が44.66%と増加していることが注目される。

鉱業関係の45名、8.35%というのはほとんどが石油、銅等の鉱物資源調査にかかわる比較的短期の専門家派遣である。教育部門には各地に派遣されている日本語・日本学の専門家以外に、理科教育協力計画による専門家、国際機関計画によりアジア工科大学院(AIT)に派遣された講師を含んでいる。

図5に示されたとおり、業種別派遣数でコロボ計画の短期派遣に、運輸、建設、鉱業関係の専門家がとくに多いが、この中には下記のごとく、事実上の調査団派遣を多く含んでいる。すなわち、インドネシアに派遣された建設公社の民営移管問題の5名、内航船舶検査8名——この調査は開発調査事業と共同して計12名の調査団を派遣した——、石炭資源調査の3名、ビルマに派遣された鉱物資源調査5名、韓国の都市交通計画の5名等々の調査団である。

国際機関関係、長期派遣の水産業部門は、全員がバンコクおよびシンガポールに設立された東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)に派遣された専門家である。

2. 専門家派遣に付随する業務

専門家の派遣にともなって、それに付随する下記のような業務を行なっている。

- (1) 現地での指導に必要な機材および資料を調達、送付する。
- (2) 専門家の要請に応じて、現地での指導に使用する現地語教科書を作成、配布する。
- (3) 専門家の調査にもとづく報告書を作成し、国内関係先に専門家の活動・相手国プロジェクトの実態を報告するとともに、相手国に対するわが国勧告の資料とする。

46年度に作成された現地語教科書、報告書は表6、7のとおりである。

表6 46年度作成現地語教科書

No.	Text Book
20	Manual para la Cria del Gusano de Seda
21	Guide to the Hand-making of Paper
22	Sabo Plan
23	Study on Watugede Sabo Dam
24	Process of Agricultural Extension
25	Vegetable Production in the Sub-tropics and Tropics

表7 46年度作成報告書

No.	報 告 書
1	インドネシア共和国水力調査報告書、全3巻
2	Report on Hydro-Power Survey Project in the Republic of Indonesia, 3 vol.
3	インドネシア、スラバヤ、グレーヴィングドッグ建造工事調査報告書
4	Seoul 特別市首都圏都市交通計画、第二次調査報告書
5	Report of the Japanese Survey Mission on the Graving Dock Construction Project in Surabaya, Indonesia
6	タイ国立水族館計画調査報告書
7	Report on Investigations for the Project of Marine Aquarium in Thailand
8	Report on Ombiline and Bukit Asam Coal Mines in Sumatra, Indonesia
9-1	Future Plan of Power System Research Division in the Power Research Institute, Indonesia
9-2	Study System and Research Facilities on Lighting and High Voltage Engineering in the Power Research Institute, Indonesia
9-3	Final Report on Planning for Gas Research Laboratory of the Power Research Institute, Indonesia
10-1	Installation Plan for Electrical Appliances and Materials Testing Laboratory of the Power Research Institute, Indonesia
10-2	Future Plan for Installation Protective Relaying and Telecommunication Section in the Power Research Institute, Indonesia
11	Feasibility Survey for the Establishment of Comprehensive Plan of the Flood Forecasting and Warning System in the Tan-Shun River Basin
12	ビルマ地震調査団報告書
13	Preliminary Survey on Present Status and Scope of Seismology and Earthquake Engineering in the Union of Burma

14	Report on General Management for Improving Environment of Construction Industry and Enterprising Units in Indonesia
15-1	Report on the Feasibility Study of the Construction of a Factory of Precast Concrete Members in Indonesia
15-2	Report on the Rehabilitation and Modernization of P. N. Amarta Karya, Indonesia

3. 専門家派遣の事例

46年度に実施された専門家派遣より、さまざまな事情にかかわる事例のうち典型的なものを挙げれば表8のとおりである。

第3節 専門家派遣事業の問題点

1. 日本側の問題点

(1) 技術協力事業の中での位置づけ

前述のように、専門家派遣事業は他の技術協力諸形態との関係が密接であり、指導業種と指導形態も多様で、適切かつ効果的な業務の実施には種々の困難が横たわっており、現在の海外技術協力事業実施体制がそれらの困難を十分克服するに足るものであるとは言いがたい。

海外センター事業、医療協力、農業協力事業等のいわゆるプロジェクト・エイドと呼ばれる協力形態および開発調査事業においては、その予算執行上、1件毎の外務省・大蔵省承認を必要とし、その面において業務実施のタイミング上ある程度の制約を受けることになるため、その代替として専門家派遣が要請されるというケースがしばしばひき起こされる。しかしながら、専門家派遣事業ではプロジェクト・エイドに相当する事業内容をカバーすることはその制度上とうてい無理であり、開発調査事業についても、相手国派遣先機関に所属しその指揮系統下に編入される形式をとる専門家には、その立場上手にあまる面が生じてくる。かつまた、現在の専門家派遣事業では、調査結果解析整理等、専門家帰国後の国内作業に十分対応できる体制にはなっていないのである。

ノン・プロジェクト・エイドであって、いわば小まわりのきく協力形態である専門家派遣が、他の事業をある程度まで補完する役割をも担っていることは否定できないが、他の事業の制度上の、あるいは実施上の諸々の矛盾をしわよせされることは専門家派遣事業の効率を悪化させることになり、極力避けるべきである。技術協力事業実施の大前提として、相手国の要請内容にもっとも適合する協力形態が検討されなければならない筈であり、そのためには、海外技術協力事業団各事業部間相互の情報交換の方法・制度を整備するとともに、事業団内部において各事業の相互調整を図る機能を発揮すべきである。具体的に事例を挙げて言えば、専門家派遣によって着手

表8 1. 長期、あるいは多人数で技術訓練を行なっている事例

任 国	指 導 科 目	氏 名	任 期	任 国 所 属 機 関	業 務 内 容
イ ン ド	機械工学	北居 豊	2年	ハウラ・センター	日本およびインドの両国政府間協定により設立されたNSICハウラ原型訓練センターにおいて、プラスチック製造機械および工具の研究開発・訓練を行なっている。なお同センターはビニール電線被覆機・ダイカストマシン・電気計測器などの機械の製造と同時に技能者の訓練を実施している。
韓 国	農村開発	地曳 陸紀	1年	農村振興庁	東京農大奉仕会員が韓国の青年団体と協力して設置したモデル農村地区において、養鶏・養蚕・養豚を中心とした農業技術の普及教育を行なうと同時に孵化事業・共同稚蚕飼育・改良豚種の配付等の事業を指導実施している。
ウ ガ ン ダ	車輛整備	佐々木喬志 他2名	2年	建設省	ウガンダ建設省において佐々木は車輛整備計画の立案作成を行ない他2名は、その計画に沿って Central workshop において現地人に対し、技術訓練指導している。また、地方の workshop にも巡回視察指導を行なっている。
ケ ニ ア	車輛建設	牛山 勝 他1名	4年	青年奉仕隊	ケニア政府は、青年を指導訓練して同国の開発計画を推進しているが、この計画のうち機械および車輛建設部門において、工作機械および車輛整備の技術訓練を指導している。訓練所は地方にも散布され、これらの指導員の養成をも実施している。

2. 長期、あるいは多人数で教育研究指導を行なっている事例

任 国	指 導 科 目	氏 名	任 期	任 国 所 属 機 関	業 務 内 容
韓 国	韓牛飼育法開発	坂本 幸雄	1年	嶺南大学	大邱市所在の嶺南大学畜産学部において、韓国産肉用種の飼育方法の指導開発を行なっている。なお本計画は同国の食用牛肉の供給量を増加する目的で、科学技術処の研究開発予算の一部をもって嶺南大学畜産部に付属の飼育施設を建設し、韓牛飼育・肥育法の研究開発を実施しているものである。

ケニア	地質学	秋月 春雄	3 年	ナイロビ大学	唯一の国立大学であるナイロビ大学において、地質学の教授として地質学 科を設置し、120 名の学生を指導するとともに、同大学の教授会にも列席 し大学経営にも寄与している。現在、地質学の博士課程を設立するため、 技術指導を行なっている。
ブラジル	日本学	金岡 孝 他 4 名	2 年	サンパウロ大学	サンパウロ大学東洋学部日本学講座および日本文化研究所は南米唯一の日 本文化、日本語の研究機関である。設立後教授陣の不足、教育内容の改善 向上のため、昭和44年よりわが国の日本文学、語学の権威者を派遣し、カ リキュラム編成、教材作成、教授陣の研修、指導方法の改善を図り、日本 から機材として多くの図書を寄贈した。内容的には充実してきたが、教授 陣のレベルアップがまだ必要。
ボリビア	果樹栽培	清野 平三	7 年	サンベニート果樹 試験場	本件専門家はコチャバンプンバ州サンベニート果樹試験場において、桃、ぶど う栽培改善の技術指導にあたるとともに、ボリビア国内の桃の野生品種に ついて調査分類を行なった。これらの成果は現地語教科書として刊行さ れ、赴任中の刊行物は 8 種にのぼった。

3. 円借款、プロジェクト・エイドと関係のある開発計画の企画立案指導を行なっている事例

任 国	指 導 科 目	氏 名	任 期	任 国 所 属 機 関	業 務 内 容
アフガニスタン	上水道	東根 正美 他 4 名	6 年	住宅都市計画公団	アフガニスタン政府は 1957/58 年より、日本製機材、設備を使用してカブ ール市を対象とする第一次水道計画を遂行したが、1964/65 年には更に 200 万ドルの円借款供与を受けて、カンダハール・ヘラート等 4 地方都市を対 象とする第二次計画を開始した。本件専門家は、その計画の調査・立案・ 建設・管理等の指導を行なっている。
クメール	テレックス・リン コンベックス	佃 敏夫 他 6 名	2 カ月	郵政省	クメール政府は 7 年前からわが国と同国との間に、国際テレックス回線を 開設すべくわが国からの無償供与により準備を進めていたが、一昨年の政 変以来本計画は中断されていた。左記専門家は一時中断されていた本計画 を続行し、昨年の 11 月にその大半の工事も完了せしめた。
タイ	配電網建設	深川 徹	6 年	地方電力庁 (PEA)	地方電力庁ラム・ドム・ノイ配電網建設事業に対する円借款供与実施準備 のため、同庁において実施計画書および入札仕様書の作成を協力指導する かたわら、送配電工事関係者の技術指導を行なっている。また、月平均 1

回はウポンの現場において現場主任技術者の指導・養成を実施している。

ウ国の教育普及のため、TV放送の拡充を行なっているが、円クレームに決まり、現在実施中であるが、同専門家はTV放送のプログラミング、および、送信・受信の確保および送信所の保守等の技術指導を行なっている。

パ国の農業開発のため、各種農業の市場調査を行なうとともに、森林開発計画、養豚計画、養蚕振興計画、養蜂導入計画、蔬菜販売拡充計画等あらゆる農業計画の立案、実施の指導にあたっている。

4. 任国機関の経営改善・技術改善指導を行なっている事例

任 国	指 導 科 目	氏 名	任 期	任 国 所 属 機 関	業 務 内 容
インドネシア	電力・ガス研究	渡部 晴衛 他 6 名	5 月	動力研究所	電力およびガスに関する基礎研究を行なう同研究所の整備拡充計画、研究室組織の整備にかかる保護リレー技術、系統解析、高電圧試験室設備・竣工試験、用品試験所設立、ガス研究室設立等各個別部門の指導を行なった。なお渡部専門家は16カ月の任期をもって再度赴任し、その後の助言・指導に当たっている。
インドネシア	コンサルテーション・エンジニアリング	田原 保二 他 5 名	2 月	公共事業省	インドネシア政府は、現在公共事業者が所管している建設関係の公社を民間に移管する計画を持っているが、その建設、鉄骨材料、PCコンクリートの三つの会社の移管後の施設、製品の設計・計画、経営計画等について、現地調査の上、助言・指導を行なった。
タンザニア	貿易行政	小杉 真 他 2 名	2 年	貿易公団	タンザニア政府は同国の貿易・流通に係る業務を国有化したしたが、その際市場整備・機構の確立・整備および輸出入業務の整備等、経営全般に亘るアドバイスを行なっている。これら専門家は本公団のスタッフラインとして内外の市場調査・整備、輸出入業務の改善に助言、指導を行なっている。
ウガンダ	銀行業務	神谷 一	3 年	国立商業銀行	同銀行の融資業務の改善および支店経営業務の改善等を行なうため、同国内の支店を視察指導したり、融資基準の整備を行なっている。

5. 当該部門の政策立案顧問的立場で開発計画の撰定、計画の推進を行なっている事例

任 命 国	指 導 科 目	氏 名	任 期	任 国 所 属 機 関	業 務 内 容
ク メ ー ル	経済計画	田中 精一	4 年	計画省	本件専門家は1968年から4年間にわたって7国計画省において、経済開発計画の立案、評価およびアメリカの援助のインドシナ半島における影響等について調査し、同国の経済開発、発展に協力している。
イ ン ド ネ シ ア	水資源開発	鴻池 幹也 他 9 名	3 年	水資源総局	団長以下、河川関係2名、砂防・灌漑各1名の専門家が中央の総局において、治水・治水・水利用等の計画立案・プロジェクトの決定に関する助言・指導を行なうと同時に、東部ジャワの砂防プロジェクトに2名、バンドンの灌漑研究所に2名の専門家が赴任し、ジャカルタの専門家と連絡しつつ現場指導に当たっている。
イ ン ド ネ シ ア	内航海運	小野 泰信 他 6 名	3 年	海運総局、造船総局	インドネシア政府は産業開発のための基盤整備の一環として内航海運の振興に力を入れているが、それに対応し協力するため、海運経営・船舶金融・港湾等の専門家を海運総局に、造船・修理の専門家を造船総局に派遣し、内航海運振興全般にかかる政策立案指導を行なっている。また、造船関係ではわが国資金による船造所の修復が具体化しつつある。
タ イ	貿易振興	長谷川善彦	1 年	経済省	タイは1954年以来、対日貿易において著しい輸入超過となっているが、本件専門家はこのアンバランスを解消するため、輸出入一次産品、および工業製品を調査し、その生産・輸出計画の策定にかかわるアドバイザーを行なっている。
タ ン ザ ニ ア	運輸行政	宮沢 吉弘	2 年	運輸公団	タンザニアは1970年、国有化政策により運輸公団を設立したが、同専門家 は本公団の設立に際し、総裁として、経営計画や事業計画を立案し、また 実施して同国の運輸行政の確立に寄与した。この結果、バス、トラック事 業の整備を実施したと同時に、鉄道・海運事業の整備方針等の計画・立案 に寄与した。
ペ ル ー	水産政策	川越 敬一 他 1 名	2 年	漁業省	ペルーは従来、漁業に偏っていた漁業を脱皮し、食用漁業の拡充のため44年 日本より派遣された山中ミッシヨンの勧告により漁業省を設立した。本件 専門家は漁業省の顧問として、漁業行政を補佐すると共に、漁港建設・水 産加工等の部門について技術的勧告を行なうなど多面的に活動している。

6. 事実上の調査団で、前後の派遣専門家、プロジェクト・エイト、経済協力と関係の深いもの

任 国	指 導 科 目	氏 名	任 期	任 国 所 属 機 関	業 務 内 容
インドネシア	内航船舶検査	江口 良夫 他7名	3カ月	海運総局	内航海運専門家の勧告により、インドネシア国内航船舶の現状を検査するため、団長以下4名を開発調査部より、8名を海外事業部より計12名の調査団を派遣したもので、タンジジョン・プリオク・スラバヤ等4港を基地として150隻以上の船舶を検査し、内航海運振興上の資料とした。
ラオス	ヴィエンチャン上水道	佐野 俊也 他1名	2週間	水道公社	久保田水道が1963年に建設したヴィエンチャン市の上水道施設は需要者の増加および施設の老朽化により、市民の3分の1に給水ができない状態にあるが、本件調査団は今後のわが国の援助額の算定のために派遣されたものであり、ヴィエンチャン市上水道施設の全域にわたって調査した。
ブラジル	リベイラ河開発	住吉 勇三 他4名	1.5カ月	サンパウロ州農務局	サンパウロ州リベイラ河流域は同州で開発の最も遅れた地域であり、連邦政府および州政府とも、その地理的重要性と資源の豊富であることからその開発を図り、個別に各プロジェクトの調査を実施した上、最終的総合調査を行ない勧告を行なう調査団の派遣を要請、農業、電力、道路、観光の総合開発について勧告、ブラジル側は日本より経済協力、企業進出を希望している。
コロンビア	水利開発	山本 重男 他1名	2カ月	大統領府	コロンビア国カウカワ河 Regulation Project については、わが国は昭和42年より、専門家・調査団の派遣等継続的に協力を実施してきた。今回の調査は、昭和44年に実施した Feasibility Study の社会経済的な面を補強するための調査で、第3次調査団というべき性格のものである。

7. 事実上のプロジェクト・エイト

任 国	指 導 科 目	氏 名	任 期	任 国 所 属 機 関	業 務 内 容
シンガポール	漁撈法 漁業調査	猪野 峻 他20名	3～5年	東南アジア漁業開発センター	アジア開発閣僚会議の決定にもとづいて設立された東南アジア漁業開発センターの訓練部局(在バンコク)および調査部局(在シンガポール)において、中型・大型漁船乗組員の養成、漁撈法の指導、漁業資源の調査・研究、調査研究方法の指導、研究員の養成などを行なっている。

した計画，事業であっても相手国の要請いかんによってはプロジェクト・エイドに切り換える等の処置を，事業国がイニシアティブを発揮することによってある程度まで自主的に実施し得るような体制を確立しなければならない。

現在，外務省の無償協力事業，海外経済協力基金と海外技術協力事業国とが分担実施している経済協力，技術協力の間にも，両者の関係が徐々に深まりつつある現状にかんがみ，両機関の連絡を緊密化し「人」と「物」との結び付きを強めて，協力の効果を高めるような何らかの方策を考慮する必要があるであろう。

(2) 専門家の待遇改善と募集人選

46年度においては，所属先給与補てん制度の発足，僻地手当と語学手当の新設等専門家の待遇に関し若干の改善が行なわれたが，今後も，他の先進諸国の専門家派遣制度に比較して見劣りがするといわれる現状を幾分でも改善し，専門家が安心して指導に専念できるような国内体制の整備に努めなければならない。その上わが国においては，この専門家としての待遇そのもの以外にも，終身雇用の慣行上，事実上職歴が中断されることによって以後経歴上不利な扱いを受ける場合が少なくないことや，海外に勤務する人びとに対して，それらの人びとがその所属機関の中核部あるいは「主流」からはずれたものであるといったような偏見がなきにしもあらずである点など，専門家の募集派遣を困難にしている問題点が少なくない。いずれも短期間で克服解決し得るような性質のものではないが，わが国の雇用慣行の変化，諸外国との関係・交渉の変化に合わせて国内での理解を深め長期的視野で解決を図ってゆくべき問題であろう。

技術協力事業というものを，技術の移動・伝達という面から考えても，技術が人間を離れて独自に移動するわけではなく，一つの文化や歴史的伝統を背景として持っている個人が，異なった文化複合 (Culture Complex)・思考パターンを背景として有する他の人びとに技術を伝えるという具体的行為として実行されるわけである。そして，その技術そのものもまた，一つの文化複合の一部であり所産であるとも考えられる。したがって海外に派遣される専門家については，単に優秀な技術を身に付けているというだけでなく，赴任先の国およびその人びとは，各々独自の歴史・文化を有し，その社会経済構造・思考・技術受容のパターンが日本人のそれとは異なる場合が非常に多いということを十分認識し，それに対応しつつ指導を実施し得るだけの思考と行為の柔軟さ・寛容さを持つことが必要であり，いたずらに，自己の価値観を押しついたり，性急に自分の尺度で相手を測るようなことはつっしまなければならない。

技術協力事業が良くその効果を発揮するためには，わが国および開発途上諸国双方が各々の社会的・文化的背景を相互に理解し合っているという基盤の上に協力が行なわれなければならないが，遺憾ながら，わが国は，過去の歴史体験上，異なった社会・文化との相互理解に関して重大なハンディキャップを負っているといわざるを得ないが，それ故にこそ，われわれは異質の文化

の理解・認識というものをあまり軽視・楽観視することなく、市民教育上の問題としてこれに取り組むと同時に国レベルにおいても、日本および日本人のより良き理解を深め、相手国の社会・文化をもより良く理解しようとする確たる姿勢を打ち立てなければならない。かかる基盤の確立によってはじめて、専門家派遣のみならず、技術協力事業全体が所期の目的を達し得ることになるのではないだろうか。

開発途上国との間の相互理解の増進も、技術協力事業も車の両輪のごときもので、一方の成果が他の目的にプラスするという相関関係をもつものであって、その意味において、技術協力事業の推進が、双方の理解・認識を深める結果を生むことになるのであるが、両者の良き相関関係の最初のステップとして、技術協力を先行する、あるいは技術協力を補強する形で、相互理解のためのいわゆる文化外交が推し進められる必要があるであろう。

2. 赴任先国側の問題点

(1) 専門家を受入れるための準備

専門家の派遣を要請するに際してはその内容をよく検討する必要がある。現状では、いかなる業務内容について専門家の派遣を必要とするのか、その事項は自国のマンパワーでカバーできないかどうか、技術協力の形態上専門家派遣に適合するかどうか、他の協力形態との組合せは必要ではないか等の問題点を十分検討しないまま、あいまいな内容の要請がなされるケースが多すぎるように思われる。前節「46年度の専門家派遣実績」において指摘したとおり、中華民国や韓国のように——相対的にはあるが——要請内容がよく検討されていて具体的な場合もある。このことは、この両国が日本にもっとも近い隣国であって他の諸国に比較して言葉の問題が少なく、かつわが国の事情にくわしいという面があることは否定できないし、これとうらはらの関係が、これら両国に対する西欧諸国からの専門家派遣の場合考えられることであるが、もっと基本的には技術協力を実施してゆく上での姿勢にもその原因が求められるのではなからうか。他の開発途上諸国においても、かかる情報ギャップを克服し、内容をよく検討し的確に派遣要請を行ない得る状態に一日も早くなるよう期待したい。

(2) 専門家に対する便宜供与

赴任先国の国情、経済情態により専門家に対する赴任先国よりの便宜供与にもかなりの差異があるが、現状では相手国よりの便宜供与が不十分なため、任地で専門家が困窮するケースが少なくない。日本側としても現地業務費のプール分運用などの処置によって可能な限り相手国よりの便宜供与の差に由来する、専門家の活動上の便宜の不均衡を縮める努力をしているが、専門家の活動に支障を生じない最低限度の便宜は赴任先国において配慮してもらいたいものである。例えば指導に必要な機材についても、文房具のような低額で必ずしも特殊なものではない物品は相手

国に準備してもらい、また、携行機材の範疇に入らないような高額な、あるいは大量の機材——時には施設・設備と呼びたいものまで要求されることがある——は単独機材や商品援助の一環として別途準備せしめ、専門家の携行機材はその現地指導に必要であって、現地入手が非常に困難な物品のみに限定したい。

専門家の任国内における指導上の国内出張についても、事実上、任国配属機関の要請によって出張が行なわれるにもかかわらず旅費の支給を受けられないケースがままあるが、任国機関に所属しその指導命令系統下に入る以上、旅費支給の裏付があって出張を指示すべきものではないだろうか。

業務を別とした専門家の日常生活に関する事項としては、日常生活に必要な日用品、家具、耐久消費材の無税通関等の便宜が与えられているが、最近では多くの地域で住宅費の高騰が緊急に解決を要する問題となっている。とくに値上りの激しいインドネシア国のジャカルタ、バンドン、ボゴールの3地区、ザイール国キンシャサ地区については、日本側としても、住宅手当支給率の上限を引き上げるといふ特別処置を講じているが、それにもかかわらず、赴任中の専門家は住宅に関する便宜供与を期待できず、住宅の賃借に多額の資金借入れを強いられる等の困難に遭遇している。現在でも、タイ、マレーシア、シンガポールなど、専門家に住宅あるいは住宅手当支給の便宜供与を行なっている国も少なくはないが、住宅の問題は専門家派遣を要請する場合の不可欠の要因として考慮するよう希望したいし、住宅や住宅手当の支給が無理であっても、せめて住宅賃借の斡旋を確実に行なうなど、住宅問題にかかわる専門家のリスクと労苦を少しでも軽減し得るように最大限の努力を期待したい。